

別紙7. 排ガスの性状、その他について

設計計算上達成することができる排ガスの性状、その他の生活環境への負荷に関する数値

排ガスの性状等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

1. 排ガス基準 (排出口において)

- | | |
|----------|--|
| 1) ばいじん量 | 0.02g/m ³ (Nor.) 以下 (乾き O ₂ 12%換算) |
| 2) 硫黄酸化物 | 100ppm 以下 (乾き O ₂ 12%換算) |
| 3) 塩化水素 | 100ppm 以下 (乾き O ₂ 12%換算) |
| 4) 窒素酸化物 | 150ppm 以下 (乾き O ₂ 12%換算) |

2. ダイオキシン類 (コプラナ・ポリ塩化ビフェニルを含みます。)

- | | |
|---------------|--|
| 1) 大気排出基準 | 0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下
(乾き O ₂ 12%換算、4時間平均値) |
| 2) スラグ等基準 | 3ng-TEQ/g 以下 |
| 溶融飛灰基準 | 3ng-TEQ/g 以下 |
| 3) 総量基準 (目標値) | 5μg-TEQ/t-ごみ以下 |

3. 排水基準

完全無放流方式

4. 騒音基準

敷地境界線において次の基準値以下とします。

昼	間 (午前 8 時～午後 7 時)	55dB
朝	夕 (午前 6 時～午前 8 時、午後 7 時～午後 10 時)	45dB
夜	間 (午後 10 時～午前 6 時)	40dB

5. 振動基準

敷地境界線において次の基準値以下とします。

昼	間 (午前 8 時～午後 7 時)	60dB
夜	間 (午後 7 時～午前 8 時)	55dB

6. 悪臭基準

臭気濃度 10 以下及び悪臭防止法にて定められた基準値以下とします。

悪臭の規制基準

特定悪臭物質	基準 ppm	特定悪臭物質	基準 ppm
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

7. 溶融スラグ及び飛灰固化物

溶出試験を行った場合は、土壌基準を適用し濃度を下記のとおりとします。

飛灰に係る基準

項目	基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
総水銀	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.3 mg/L 以下
鉛	0.3 mg/L 以下
六価クロム	1.5 mg/L 以下
ヒ素	0.3 mg/L 以下
セレン	0.3 mg/L 以下

溶融スラグに係る基準

項目	溶出基準
カドミウム	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下

8. その他

記載されていないその他の項目については、公害関連法令及びその他の法令に適合し、これを遵守し得る構造、設備とします。